（移動等円滑化困難旅客施設の認定の申請等）

第十二条の二　法第二十二条の二第一項の規定により移動等円滑化困難旅客施設の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該旅客施設の法第二条第六号イからホまでに掲げる施設の区分

三・四　（略）

２・３　（略）

（令第二十六条第一号の国土交通省令で定める経路）

第十四条の二　令第二十六条第一号の国土交通省令で定める経路は、移動等円滑化された経路（令第二十六条第一号に規定する生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路を除く。）とする。

（令第二十六条第一号ロ及び第二号ロの国土交通省令で定める一般交通用施設）

第十四条の三　令第二十六条第一号ロの国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、令第二十六条第一号に規定する生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの

２　令第二十六条第二号ロの国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、同号の生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設（道路法による道路を除く。）のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するものとする。

（令第二十六条第二号の規定により市町村が行う指定）

第十四条の四　令第二十六条第二号の規定により市町村が行う指定は、同号イに掲げる施設の出入口又は同号ロに掲げる施設の出入口その他の通行の用に供する部分に接する部分であって、生活関連旅客施設を利用する高齢者、障害者等が通常利用する部分について、移動等円滑化促進方針において行わなければならない。

（行為の届出）

第十四条の五　法第二十四条の六第一項の規定による届出は、第五号の二様式により作成した届出書に次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める書類又は図面を提出して行うものとする。

一　令第二十六条第一号に掲げる行為　行為の内容を示す旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面

二　令第二十六条第二号に掲げる行為　平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

（移動等円滑化困難旅客施設の認定の申請等）

第十二条の二　法第二十二条の二第一項の規定により移動等円滑化困難旅客施設の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該旅客施設の法第二条第五号イからホまでに掲げる施設の区分

三・四　（略）

２・３　（略）

（令第二十五条第一号柱書の国土交通省令で定める経路）

第十四条の二　令第二十五条第一号柱書の国土交通省令で定める経路は、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路（令第二十五条第一号に規定する生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路を除く。）とする。

（令第二十五条第一号ロ及び第二号ロの国土交通省令で定める一般交通用施設）

第十四条の三　令第二十五条第一号ロの国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、令第二十五条第一号柱書の生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの

２　令第二十五条第二号ロの国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、同号柱書の生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設（道路法による道路を除く。）のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するものとする。

（令第二十五条第二号柱書に規定する市町村による指定）

第十四条の四　令第二十五条第二号柱書の市町村が行う指定は、同号イに掲げる施設の出入口又は同号ロに掲げる施設の出入口その他の通行の用に供する部分に接する部分であって、生活関連旅客施設を利用する高齢者、障害者等が通常利用する部分について、移動等円滑化促進方針において行わなければならない。

（行為の届出）

第十四条の五　法第二十四条の六第一項の規定による届出は、第五号の二様式により作成した届出書に次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める書類又は図面を提出して行うものとする。

一　令第二十五条第一号に掲げる行為　行為の内容を示す旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面

二　令第二十五条第二号に掲げる行為　平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面